



学びの広場シリーズ

暮らし編

医療費控除のしくみ



静岡県立静岡がんセンター



はじめに

この冊子は、医療費控除に関する概要をまとめたものです。
申請の際などにご活用ください。



もくじ

医療費控除について

医療費控除とは	3
医療費控除の手続き方法とは	4
医療費控除の申告に必要なもの	8
いつ、どこに申告する？	10
医療費控除の対象となるもの	11
医療費控除の対象とならないもの	13
医療費控除のポイント	14

医療費控除 Q&A

介護保険サービス(在宅サービス)の費用は？	15
通院費用は？	16
人間ドック費用は？	17
診断書などの作成費用は？	17
器具などの作成費用は？	18
漢方薬は？	18
薬局での医薬品購入費用は？	19
出産費用は？	20
歯科治療は？	21

所得税について

所得税とは	22
所得税計算のしくみ	23

医療費控除について

● 医療費控除とは

本人または家族（税法では「生計を一にする親族」といいます）が、1年間（1月1日～12月31日）で、10万円を超える医療費を支払った場合、申告をすれば税金を返してもらうことができます。



生計を一にする親族とは…

「生計を一にする」というのは、日常の生活費を共にしているということです。つまり、控除対象配偶者や扶養親族のことだけをさすではありません。

例えば、配偶者控除の適用を受けていない共働きの夫婦や、下宿している大学生の子ども（同居していない場合）であっても、同一生計であれば「生計を一にする親族」となります。



● 医療費控除の手続き方法とは

1 医療費や薬代の領収書・レシートをとっておく

医療費控除を受けるためには、原則として領収書が必要ですので、領収書は、大切に保管しておきましょう。日頃から、病院にかかった時はもちろん、病気を治すための薬を買った場合の薬局のレシート、介護ヘルパーをお願いした場合の領収書などもしっかりと保管しておきましょう。



領収書やレシートを分ける

- 治療を受けた人ごとに、かかった病院別、薬局別に分類する
- 家族が多い場合は、日頃から、誰のどんな治療のために払ったものか、領収書やレシートの裏にメモしておく

2

医療費の明細書(内訳書)を作る

医療費の支払い明細は、自分で明細書を作成して申告書に添えてもかまいませんが、税務署にある「医療費の明細書」を使うと便利です。書き込み式になっていて、医療費控除の計算が簡単にできます。

領収書がなくなってしまった場合は、領収書の再発行を依頼するとよいでしょう。再発行が受け付けられない場合ややむを得ない理由で領収書を手に入れない場合は、治療などを受けた事実を立証するものを持参したり、その理由と支払い内容を示したりして、税務署の窓口で相談することとなります。



国税庁 「医療費の明細書」に関する情報

トップページ>『申告・納税手続』>『所得税(確定申告書等作成コーナーはこちらから)』>をクリックし『明細書・計算明細書等』から、ダウンロードすることができます。

<https://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinkoku/shotoku/yoshiki02/01.htm>

3

交通費を書き出す

通院のために利用する電車やバスの運賃は、診察を受けるため通常直接必要なものとして医療費に認められているので、医療費控除の対象となります。

ただし、電車やバスについては領収書が出ないのが普通ですから、これらについては「医療費の明細書」に記載することが必要になります。

「医療費の明細書」に記入する前の準備

- 病院の領収書などをもとに通院した人ごとに、日付や医療機関名、交通費などをメモなどに書き出しまとめておきましょう。

詳しくは、P.16 医療費控除Q&Aの『通院費用は?』をご覧ください。



4 計算する

計算方法は、

①まず、その年に支払った医療費から「保険金などで補てんされる金額」を差し引きます。

②そこからさらに、総所得金額の5%または10万円のいずれか少ない方の金額を差し引きます。

なお、医療費控除は最高限度額が200万円と定められています。

以上を算式で表すと、次のようになります。

$$\begin{array}{l} \text{①} \quad \boxed{\text{その年に支払った医療費}} - \boxed{\text{保険金などで補てんされる金額}} = \boxed{A} \\ \text{②} \quad \boxed{A} - \boxed{\text{10万円 または 所得金額の5\% どちらか少ない方}} = \boxed{\text{医療費控除額 (200万円まで)}} \end{array}$$



「保険金などで補てんされる金額」に該当するものとは…

①公的医療保険から支給される

高額介護合算療養費制度、出産育児一時金、家族出産育児一時金、療養費、家族療養費、移送費、家族移送費、高額療養費

②生命保険会社または損害保険会社などから支払いを受ける

障害費用保険金、医療保険金、入院給付金

③医療費の補てんを目的として支払われる

損害賠償金 など

● 医療費控除の申告に必要なもの

- 給与所得の源泉徴収票
- 確定申告書 A または B
- 医療費の明細書
- 医療費の領収書、レシート
- 医療費を補てんするものの書類
- 銀行口座番号
- 印鑑
- マイナンバーを証明する書類

● 給与所得の源泉徴収票

- ◆ 平成〇年分の源泉徴収減税額の還付を受ける場合には、「平成〇年分給与所得の源泉徴収票」が必要です。
- ◆ コピーは不可です。
- ◆ 紛失した場合は、勤務先で再発行してもらいましょう。

● 確定申告書 A または B

- ◆ 申告する所得が、給与所得、雑所得、配当所得、一時所得しかない場合は、「確定申告書 A」を使用します。
- ◆ 個人事業者は「確定申告書 B」を使用します。
- ◆ どの税務署でもらってもかまいません。
- ◆ 国税庁のホームページより、ダウンロードすることもできます。 → 

P.9 参照

● 医療費の明細書

- ◆ 支払った医療費の明細を記録する用紙が必要です。
- ◆ 確定申告書と一緒に、税務署でもらいましょう。
- ◆ 国税庁のホームページより、ダウンロードすることができます。 → 

P.9 参照

医療費の領収書、レシート

- ◆ 平成○年分の還付を受けるには、平成○年1月1日から平成○年12月31日までに支払った領収書やレシートが必要になります。
- ◆ コピーは不可です。
- ◆ 電車代、バス代などの領収書やレシートのないものは、医療費の明細書に記載すれば大丈夫です。

医療費を補てんするものの書類

- ◆ 医療費を補てんするもの(高額療養費還付金、生命保険の入院給付金、出産育児一時金など)がある場合は、その分を医療費から差し引きます。ですから、その金額がわかるものが必要になります。

銀行口座番号

- ◆ 還付金振り込み用の銀行口座番号が必要です。
(申告者本人の名義でなければいけません)
注) 夫の還付金を妻の口座に振り込むことはできません。

印鑑

- ◆ 印鑑(認印でもかまいません)が必要です。

マイナンバーを証明する書類

■ 個人番号カード

※通知カード、個人番号が記載された住民票等、個人番号が記載されたものが必要になります。



国税庁「確定申告書」「医療費の明細書」に関する情報

トップページ>『申告・納税手続』>『所得税(確定申告書等作成コーナーはこちらから)』をクリックし『明細書・計算明細書等』からダウンロードすることができます。

<https://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinkoku/shotoku/yoshiki02/01.htm>

● いつ、どこに申告する？

確定申告期間

- ◆ 所得税の確定申告期間は毎年2月16日から3月15日（土日曜日と重なる場合には翌月曜日）の1ヶ月間に決まっていますが、税金を返してもらう申告「還付申告」については、年が変わればいつでもできることになっています。

提出場所

- ◆ 居住地を管轄する税務署に提出します。



国税庁のホームページを利用して申告する場合…

国税庁のホームページ『確定申告書等作成コーナー』を利用すると、税額の計算が自動にできたり、申告に行かなくても家で行うこともできたり、とても便利です。

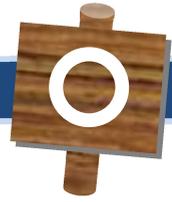
方法は、必要事項を入力し申告書を作成します。できあがった申告書を印刷して必要書類と一緒に税務署に郵送するか、または、国税電子申告・納税システム e-Tax を利用してそのまま送信することができます。

詳しくは、国税庁のホームページにある

『国税電子申告・納税システム e-Tax』をご覧ください。

<http://www.e-tax.nta.go.jp/>

● 医療費控除の対象となるもの



※例として、いくつかお示します。

- 医師、歯科医師による診療や治療代
- 治療、療養のための医薬品の購入
- 病院や診療所、介護老人保健施設、助産所に
収容されるための人的役務の提供
(急患で病院に運ばれる費用、通院費など)



- 治療のためのあんま・マッサージ・指圧師、はり師、
灸師、柔道整復師による施術



- 保健師や看護師、准看護師、特に依頼した人(家政婦など)による
療養(在宅療養を含む)上の世話



- 介護保険制度のもとで提供されるサービスの費用
 - ① 介護保険施設(特別養護老人ホームなど)の、入所費用
施設の種類によって対象となる割合は異なります。
 - ② 在宅生活で利用するサービスの費用
(ヘルパー、デイサービスなど)
全てのサービスが対象になるのではなく一定の条件が
あります。



- 障害者総合支援法のもとで提供されるサービスの費用
(ヘルパー、デイサービスなど)
全てのサービスが対象になるのではなく、一定の条件があります。

- 診療や治療などを受けるために直接必要な通院費用 (バスや電車を利用した場合の交通費)、入院の部屋代や食事代の費用、医療用器具 (治療用眼鏡、ストーマ装具など) の購入代や賃借料の費用



- 診療や治療などを受けるために直接必要な義手、義足、松葉づえ、義歯などの購入費



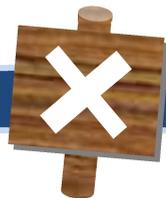
- 医師が6ヶ月以上寝たきり状態にあると判断した方のおむつ代
※主治医記載のおむつ使用証明書などが必要



- 骨髄移植推進財団に支払う骨髄移植のあっせんに係わる患者負担金

その他、「助産師による分娩の介助」なども医療費控除の対象になります。

● 医療費控除の対象とならないもの



- 美容整形の手術費用
- 健康増進、疾病予防のための医薬品の購入



- 人間ドック、健康診断の費用
- 親族に支払う、療養上の世話の費用
- 眼鏡、コンタクトレンズ購入費
- 自家用車通院の場合のガソリン代、有料道路代、駐車場代

● 医療費控除のポイント

- その年の1年間に支払った医療費が対象となります。
(1月1日～12月31日まで)
※12月に受診しても、支払いが1月の場合は、その年の対象にはなりません。
- 生計を一つにしている配偶者や親族が対象となります。
※扶養の有無は問われません。同居でなくてもかまいません。
- 公的医療保険の高額療養費、出産育児一時金、生命保険による入院給付金などの医療費を補てんするものは、医療費から差し引きます。
※傷病手当金や出産手当金は、差し引く必要はありません。
- 消費税込みで計算します。
- 最低限度額は10万円、最高限度額は200万円です。
- 所得が少ない場合は、支払った医療費の合計が10万円以下でも、医療費控除が受けられる場合もあります。
- 医療費控除は、勤務先での年末調整では行えないため、確定申告が必要です。
- 申告を忘れていた場合は、過去5年間分についてはさかのぼって、申告することができます。

医療費控除 Q&A

● 介護保険サービス(在宅サービス)の費用は?

介護保険の在宅サービスの費用は、医療に関連しているサービスかどうかで、医療費控除の対象となるかならないか決まります。サービスを受けた事業者にも、医療費控除の対象になるか確認するとよいでしょう。

なお、高額介護サービス費^{*}が払い戻された場合は、医療費の全額から高額介護サービス費を差し引きます。

※高額介護サービス:1か月の介護保険サービスの費用が、上限金額を超えた場合、払い戻される制度。

医療費控除の対象となるもの

- 訪問看護や通所リハビリテーションなど医療系サービスの費用
- 病院・介護老人保健施設など、医療機関での短期入所の費用
- 医療系サービス^{*}を併用している方の訪問介護の費用(生活支援中心型を除く)

※医療系サービス:医師の指示(医師が必要と認める)がないと利用できない、医療専門職の関わりが大きいサービス。例)訪問看護・訪問リハビリテーション

医療費控除の対象とならないもの

- 福祉系サービス^{*}のみを利用する場合の費用(介護福祉士などによる喀痰吸引に対する対価を除く)

※福祉系サービス:利用するのに医師の指示を必要としない日常生活の介護が中心となるサービス。例)訪問介護・通所介護(デイサービス)

- 車いすなどの福祉用具のレンタル費、ポータブルトイレなどの福祉用具の購入費
- 手すりの設置など住宅改修の費用 など

● 通院費用は？

通院費用とは、通院の際にかかる交通費のことです。通院に使った手段によって対象となるかならないかは、以下のとおりです。

医療費控除の対象となるもの

- 公共機関（電車やバス）を利用した場合の通院にかかった交通費
- やむを得ない場合のタクシー代
- 1人では通院できない場合の付添人の交通費

医療費控除の対象とならないもの

- 自家用車のガソリン代
- 駐車場代
- 一般的なタクシー代 など

通院には、公共機関（電車やバスなど）を利用するようにしましょう。電車やバスであれば、その運賃は医療費控除の対象になります。これらの運賃は普通、領収書がありませんから、**確定申告書に添付する【医療費の内訳】に記載する**必要があります。

日頃から、診察券や家計簿または医療費の領収書などで、通院の事実がわかるようにしておきましょう。

通院に自家用車を利用することは、診療を受けるために通常必要なものとして認められていないので、ガソリン代や駐車場代など、自家用車についての経費は医療費控除の対象となりません。

また、原則として、タクシー代は医療費控除の対象となりません。
ただし、病状からみて急を要する場合(緊急に病院で処置対応をしてもらわなければならない場合や歩けない場合など)の、タクシー代は医療費控除の対象となります。



● 人間ドック費用は?

人間ドックでは、短期間入院(1日で行うこともあります)して、全身の総合的な検査を行います。病気の早期発見や生活習慣を改めることを目的にしています。

このような人間ドックや健康診断などは、医療費控除の対象とはなりません。

けれども、検査の結果、病気が見つかり、かつ、その診断に引き続き治療を受けた場合には、その人間ドックや健康診断も治療に先立って行われる診察と同様に考えられ、医療費控除の対象となります。

● 診断書などの作成費用は?

診断書とは、診断の結果を証明するために医師に書いてもらう文書のことです。文書作成料は、医療費控除の対象となりません。

● 器具などの作成費用は？

医療用具については、以下のとおりです。

医療費控除の対象となるもの

- 弱視、斜視、白内障、緑内障、その他の眼科疾患の治療に必要な眼鏡（処方せん）
- 医師の指示による血圧計
- 生活の最低限の用を足すための義手義足、松葉づえ、補聴器
- ストーマ装具 など

医療費控除の対象とならないもの

- 近視や老眼矯正のための眼鏡やコンタクトレンズ
- 健康管理のための血圧計
- 高齢者に使用する補聴器 など

● 漢方薬は？

原則として、通常の漢方薬は医療費控除の対象とはなりません。

ただし、医師の処方により服用する場合は、医療費控除の対象となります。

● 薬局での医薬品購入費用は？

薬は病院でもらったものだけでなく、薬局で買ったものも医療費控除の対象となります。

医療費控除の対象となるもの

- 薬局で購入する市販薬の内、治療や療養に必要な医薬品(風邪薬、胃薬、傷薬、下痢止め) など
- ※ 領収書に何の薬か明記してもらいましょう。

医療費控除の対象とならないもの

- 病気予防、健康や美容増進のための薬(ドリンク剤、ビタミン剤、サプリメントなど)、シップ など

医療費控除の手続きをするには、「医療費を支払った」という証拠となるレシートや領収書が必要になります。

日頃から、病院にかかった時はもちろん、病気を治すための薬を買った場合の薬局のレシートや領収書などを「治療を受けた人」別に「病院・薬局」ごとに、しっかりと分けて保管しておくといよいでしょう。

● 出産費用は?

出産費用も同様に医療費控除の対象となります。

医療費控除の対象となるもの

- 入院費用
- 出産、分娩費用
- 出産前定期検診費用

出産手当金 (労働基準法で認められている産前産後の休業期間中に、無休の場合の所得を補い、安心して出産できるように、公的医療保険から賃金の一部に相当する現金が給付されます) は、**欠勤中の給与減額分を補てんする(補う)ものなので、医療費から差し引く必要はありません。**



医療費から差し引く費用とは…

医療費控除の対象となるのは、実質的に負担した医療費のみとなります。ですから、入院共済金や公的医療保険などで補われる金額は、医療費から差し引いて計算しなくてはなりません。

【医療費から差し引く費用の一例】

- 高額療養費
- 家族療養費
- 出産育児一時金、家族出産育児一時金
- 入院共済金や生保、損保からの入院・手術給付金 など

● 歯科治療は?

治療の内容により医療費控除の対象となります。

医療費控除の対象となるもの

- 虫歯の治療、金歯、入れ歯の費用
- 治療としての歯列矯正
(かみ合わせが悪く、矯正が必要と医師に判断された場合) など

医療費控除の対象とならないもの

- 美容などの容ぼうを美化するための歯列矯正
- 歯石除去の費用



所得税について

● 所得税とは

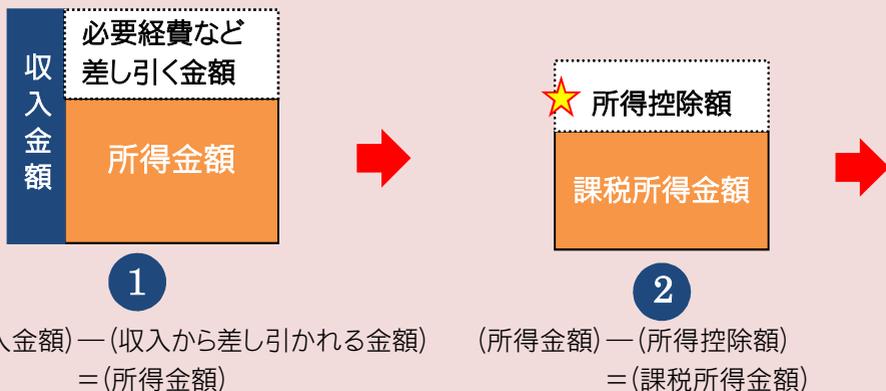
所得税とは、個人の所得に対して課せられる租税です。

ここでは、所得税の計算のしくみを大まかに理解し、医療費控除がどのように関係しているのかを知りましょう。



● 所得税計算のしくみ

所得税の計算は、1年間のすべての所得から所得控除 (医療費控除など)を差し引いた、残りの課税所得に税率を適用して、税額を計算します。



① 所得金額を計算します。

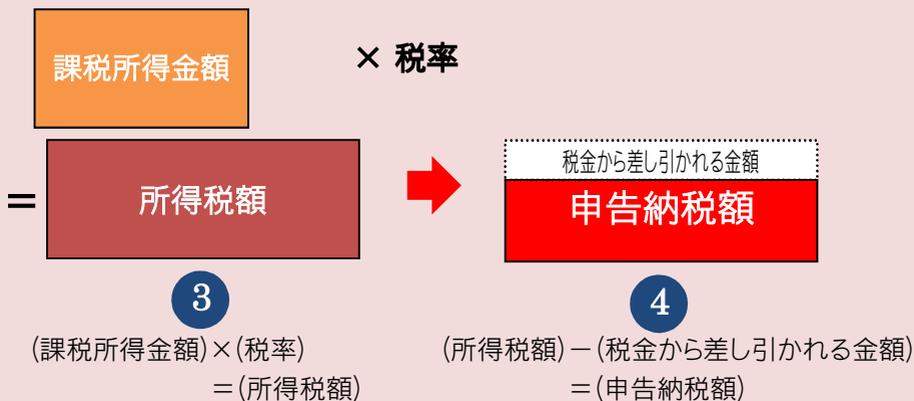
「所得」は「給与所得」をはじめ、10種類ほどあります。すべての所得を合計しますが、収入から必要経費などを差し引いた「**所得金額**」で考えます。

② 課税所得金額を計算します。

税率が適用されるのは、「**所得控除**」という、個人的な事情を加味して税負担を調整した後の「**課税所得金額**」になります。

所得控除額とは…

- ★ ● **医療費控除**
- **配偶者控除**
- **扶養控除**
- **社会保険料控除** など



③ 所得税額を計算します。

「課税所得金額」に税率を適用して計算します。

※税率はその年の「所得税の税額表」を参考にします。

④ 申告納税額を計算します。

最後に、「所得税額」から、

- 住宅借入金特別控除 (住宅ローンの借入残高に応じたもの)
 - 配当控除 (株式配当などによるもの)
 - 源泉徴収税額 など
- を差し引きます。

★申告納税額が

黒字になった場合は納付し、赤字になった場合は還付されます。

困った時には？

- 各税務署で、申告相談をすることができます。
- 税務相談室に、電話相談をすることができます。



国税庁のホームページもご覧下さい

税目別に調べる、パンフレット・手引き、タックスアンサー（よくある税の質問）などが参考になります。

<http://www.nta.go.jp>

医療費控除のしくみ

～申告できる項目や計算方法などの解説～

発行：2006年03月	改訂：2016年07月
改訂：2007年09月	改訂：2016年09月
改訂：2008年06月	
改訂：2011年01月	
改訂：2012年02月	
改訂：2015年02月	
改訂：2015年10月	
改訂：2016年03月	

発行：静岡県立静岡がんセンター
監修：山口 建(静岡県立静岡がんセンター 総長)
作成：静岡県立静岡がんセンター

問い合わせ先
静岡県立静岡がんセンター疾病管理センター
〒411-8777 静岡県駿東郡長泉町下長窪 1007
TEL 055-989-5222

